

●香川県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年6月26日から同年7月17日まで一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市前田東町字本村805番1地 先から 高松市前田東町字本村831番1地 先まで	前	12.7~22.0	126	平成18年香川県告示第265号で変更した区域の一部の供用開始及び設計変更に伴う一部区域の見直し
	後	11.7~22.0	126	

- 4 供用開始の期日 平成21年6月26日